

平成 30 年度 介護保険制度のお知らせ

日の出町では、平成 30 年度～ 32 年度（2018 年度～ 2020 年度）の介護保険事業運営の基本となる「日の出町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」の策定にあたり、3 年間の介護サービス量を推計し、これに基づき平成 30 年度～ 32 年度（2018 年度～ 2020 年度）の保険料額を算定しました。

●介護保険料の改定【基準額 5,500 円× 12 か月＝ 66,000 円】

低所得者の保険料軽減、介護保険料基準額の抑制を図るため、これまでの 12 段階を 13 段階とする多段階化の措置を行いました。

所得段階	対 象 者	保険料率 (低所得者 軽減後)	月額保険料 (低所得者 軽減後)	保険料 (低所得者 軽減後)
第 1 段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.50 (0.45)	2,750 (2,475)	33,000 (29,700)
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	0.75	4,125	49,500
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超えている方	0.75	4,125	49,500
第 4 段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.90	4,950	59,400
第 5 段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えている方	1.00	5,500	66,000
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 125 万円未満の方	1.25	6,875	82,500
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	1.35	7,425	89,100
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.55	8,525	102,300
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	1.75	9,625	115,500
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	1.85	10,175	122,100
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方	2.05	11,275	135,300
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	2.10	11,550	138,600
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.20	12,100	145,200

●低率負担の見直し（平成30（2018）年8月施行）

現役並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し

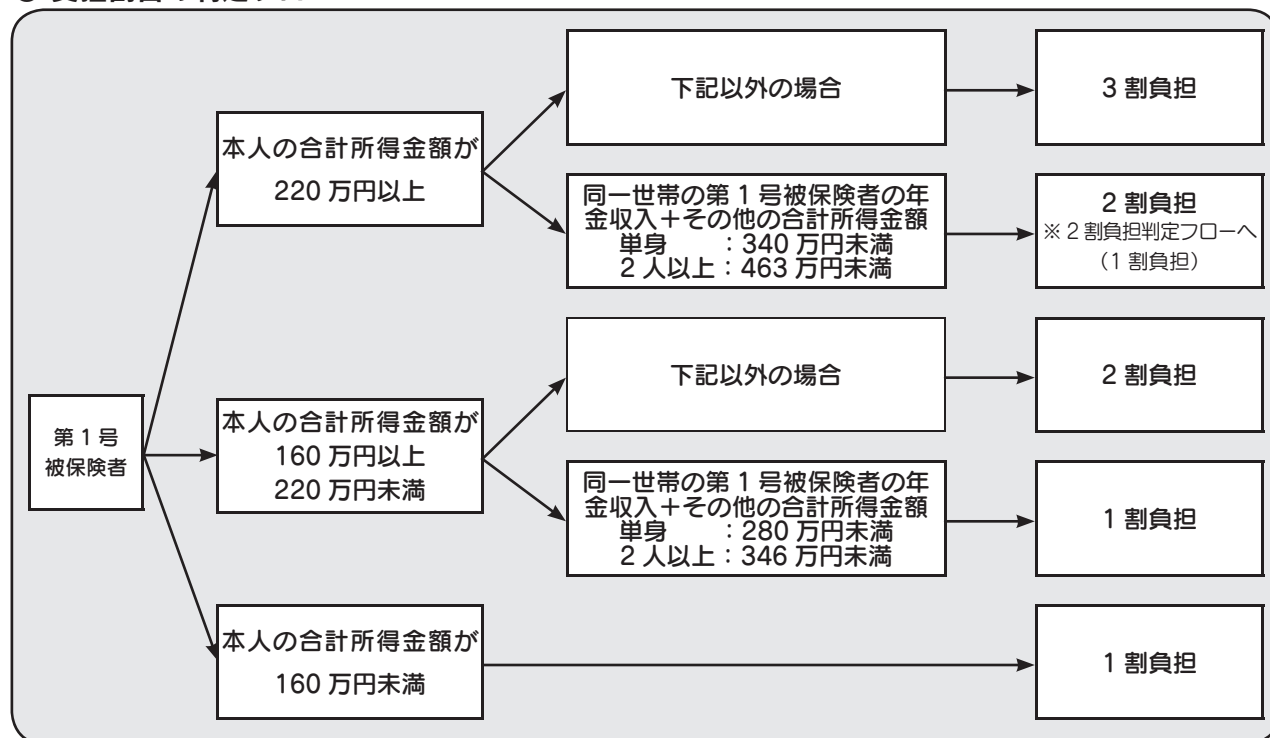
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続性を高める観点から、2割負担者のうち特に、所得の高い層の負担割合を3割とします。ただし、月額44,400円の負担の上限があります。

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340 万円以上	2割⇒3割
年金収入等 280 万円以上	2割
年金収入等 280 万円未満	1割

第2号被保険者、住民税非課税者、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担とします。

○負担割合の判定フロー



*「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

*「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額

【お願い】給付費の上昇を可能な限り抑えつつ、今後も介護保険制度を安定的に持続させていくためにも、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

問 いきいき健康課 介護保険係 内線 385

※1 長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。
必要書類 全員▼本人確認書類（保険証または運転免許証など）
対象者②③の方▼次のいずれか1点
ア 30年度介護保険料納入（決定）通知書
※所得段階区分欄に「1」「2」「3」「4」

対象者	費用
① 30年度 住民税課税者	10,255 円 (4～9月 発行分)
② 30年度 住民税非課税者	1,000 円
③ 30年度住民税課税者であるが29年の合計所得金額（※1）が125万円以下の方	1,000 円

都営交通、都内民営バスなどが利用できる東京都シルバーバスを発行します。
対象 都内に住民登録されている満70歳以上の方（寝たきりの方を除く）
有効期間 発行日より平成30年9月30日
申込 満70歳になる月の初日から（1日生まれの方は前月の初日から可）。西東京バス五日市営業所でお申し込みください。
費用 課税状況により異なります。

東京都シルバーバスの発行
4月～9月・新規購入者用

お知らせ

